

大学における障害学生支援とは？

－障害者差別解消法と合理的配慮－

香川大学 教育学部

香川大学 バリアフリー支援室

坂井 聡

障害のある人への差別とは

- 障害により平等な機会（equal opportunity）を得られないこと
 - 「合理的配慮の提供により平等な機会を得られるようにする必要がある」
- 直接差別
 - 障害があることを理由に排除する
 - 例「学生に障害があることがわかった場合に、（障害学生を支援する体制がないなどの理由で）障害を理由に入学を拒否する」
- 間接差別
 - 障害があると参加が難しい要件を設ける（社会的障壁）
 - 例「紙に印刷された文字の認識に障害のある生徒が、音声での受験を求めても、紙とペンの試験しか用意されない」
- このような例は合理的配慮の不提供となり差別となる

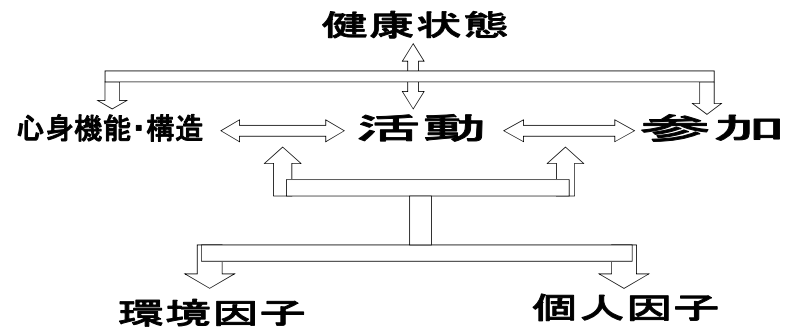
障害の概念は社会モデルへと変化

- 障害とは、物理的そして社会的な障壁によって、他の人たちと同様に、地域での普通の生活を送る機会が失われたり、制限されたりすること（Disabled Peoples' International, 1982）
- 個人の心身状態と環境との相互作用による活動や参加の制限（WHO, 2002）
- 機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用（国連障害者権利条約、2006）
- 障害とは人間誰もが取り得る自然な状態のひとつ（Burgstahler, 2013）

ICIDHからICFへ －WHO(世界保健機関)の障がい分類－

- 1980年に定められたICIDHでは
 - 機能障がい→能力障がい→社会的不利の一方通行の流れ
 - 社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していない
- 2001年に公表されたICFでは
 - 生活機能と障がいは、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として使用
 - 障がいは健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係と考える

ICFの概念図



もう一度確認します

●特別なものから誰もがもつ状態としての障がいへ

障がいを経験したことがありますか？

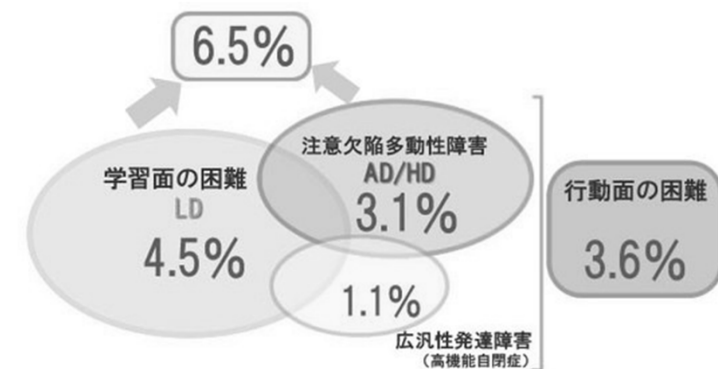
活動の制限や参加の制限を障がいととらえるようになってきています

障がいという枠を超えてみると支援のアイデアが浮かんでくる

例 視覚障がいとTV電話
知的障がいとメモ

つまり

- 障害は経験するものになった
- 参加できないことや活動できないことが障害に
- 誰もがもちうるということ



障害者差別解消法の目的

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のこと
- 障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が目的

どのようなことが差別になるのか？

- 障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為
- 障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合

この法律の対象は

- 国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていない

合理的配慮について、立場の違いで

- 国の行政機関や地方公共団体などは「～しなければならない」とされており、民間事業者は「～するよう努めなければならない」とされている
- 合理的配慮に関しては、一律に義務とするのではなく、行政機関などには率先した取り組みを行うべき主体として義務を課す一方で、民間事業者に関しては努力義務を課した上で、対応指針によって自主的な取組を促すこととしている
- 同一の民間事業者によって繰り返し障害のある人の権利利益の侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めたり、助言・指導、勧告を行うといった行政措置を行うことができる

どこまでが正常なのか

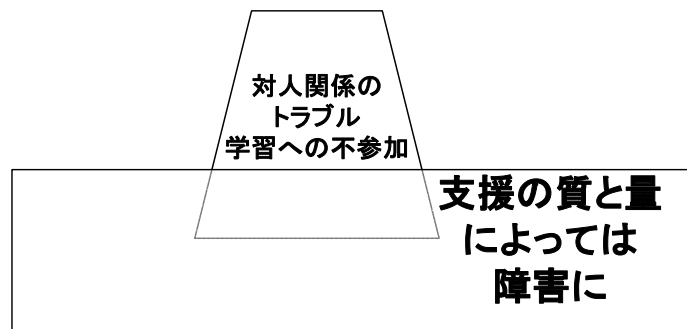
- どこからが正常でどこからが自閉症スペクトラムなのかということは、重なっているためにわからない。しかし、診断が必要なのは、本人や家族が問題を感じ、支援を必要とする場合である。

Lorna Wing(2005)

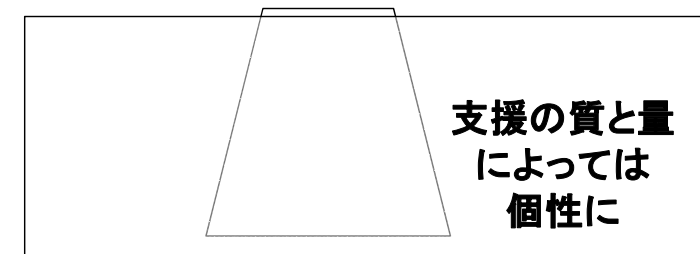
合理的配慮という発想が

- 障害概念に関する国際的コンセンサスの変遷
 - 過去：障害を「個人の身体の中にある」とする 医学モデル
 - 現在：「障害のある人の参加を、社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限」とする社会モデル
- 障害のある個人が、社会環境側にある社会参加を妨げる障壁（社会的障壁）に出会った時
- 本人と関係者が合意形成できる範囲で、社会的障壁を除去する変更・調整（合理的配慮）を求めることが本人の権利として認められた
- 障害者本人の自己決定を重視することが重んじられている

新氷山モデル(門)



新氷山モデル(門)



国連障害者権利条約での「障害者差別」とは

- 第二条 定義 「障害を理由とする差別」とは、
障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。
障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。
- 理的配慮の否定は差別として禁止される

国連障害者権利条約での合理的配慮とは（定義）

- 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための…
 - 必要かつ適当な変更及び調整
 - 特定の場合において必要とされるもの
 - 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- 単なる「ひとりだけ、特別は認めない」は差別となる
- 「何が合理的かは、ケースバイケース」関係者間の合意形成が重要

「合理的配慮」とは

- 障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮

「合理的配慮」

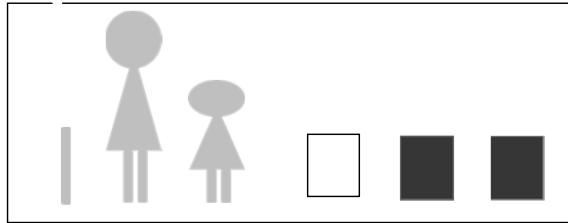
「障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学の設置者及び大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」

「大学の設置者及び大学に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

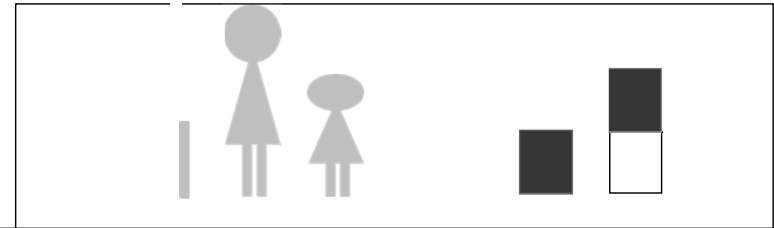
（基礎的環境整備）

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

公平では解決しない



同じ景色が見れるように



合理的配慮とされないと考えられるもの

- プログラムの性質を根本的に変更するもの
- 本質的な学術的要件を低めたり免除するもの
- 財政または管理上の甚だしい負担を生じるもの
- 個人的な装置やサービスの提供
 - 車いす、アテンダント、眼鏡、個別チューター、個人的な利用や勉強での代読者

教育機関における合理的配慮として一般的に提供されやすい変更や調整の例

- 試験の配慮
 - 別室受験、時間延長、代筆、代読、音声読み上げ、音声入力、キーボード入力の許可
- 記録の代替
 - ノートテイカーの提供、録音、撮影、パソコン利用の許可
- 教科書・教材へのアクセシビリティ
 - 教科書・教材を代替フォーマット（点字、音声、拡大、電子テキストファイル等）に変換したものを提供、字幕のないビデオ教材への字幕追加

教育機関における合理的配慮として 一般的に提供されやすい変更や調整の例

- ・ 声言語へのアクセシビリティ
 - ・ 手話通訳、文字通訳（パソコン要約筆記）
- ・ 建物とその機能へのアクセシビリティ
 - ・ 教室、寮、コンピュータ室、図書館、実験室等の部屋と設備へのアクセス保障
- ・ その他の支援技術による自立サポート（上記項目を技術的に支援）
 - ・ 代替入力装置（特殊キーボード、特殊マウス、スイッチなど）、拡大カメラ、タイマー、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドフォン、読み支援目的のルーラー使用、蛍光ペン、緊急避難用階段昇降器具等

合理的配慮となるのか？

- ・ 手話通訳と文字通訳を同じ授業で
- ・ 屋外イベント等での会場までの移動、実習先までの移動
- ・ LDやADHD、ASDなどの専門知識を持ったチューターを個別に提供
- ・ レポート課題の提出期限を2倍にする
- ・ 個別の事例なので、個々の特別な事情により関係者との合意形成があれば可能な場合もある

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（会長：村田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に隣接しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討会の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供することであり、多様かつ個性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な配慮内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受け入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを確保し、学生本人の意思に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：障壁削減、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。

関係機関が取り組むべき課題

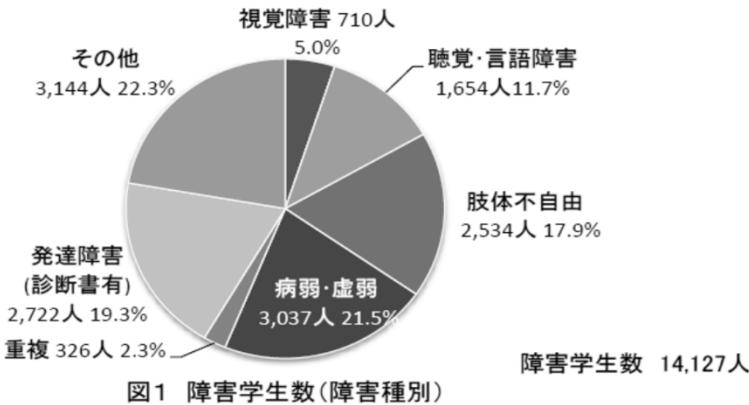
- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との連携の円滑化、③進路上的困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取組むべき課題

- 全ての学生が教育機会への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の意識をなくすることが重要であり、現時点における一時的な方針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における障壁の事例・知見を整理しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における教育や支援技術の進展等に対応し、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



平成26年度(2014年度)
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

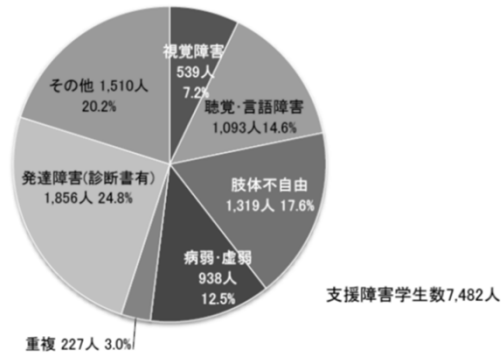


図5 支援障害学生数

平成26年度(2014年度)
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

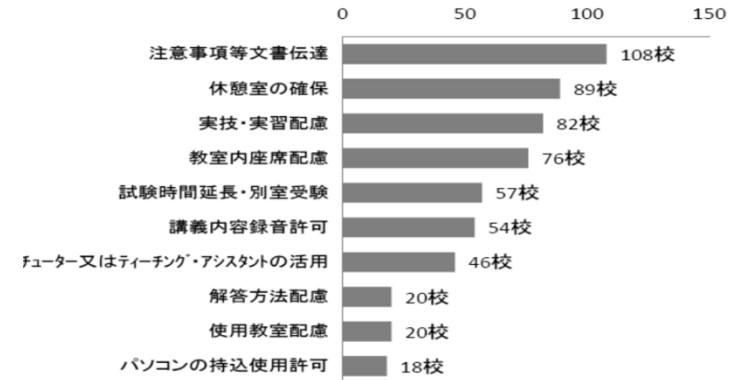


図13 発達障害 主な授業支援内容

平成26年度(2014年度)
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書



図18 研修・啓発活動実施状況(内容別)

平成26年度(2014年度)
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

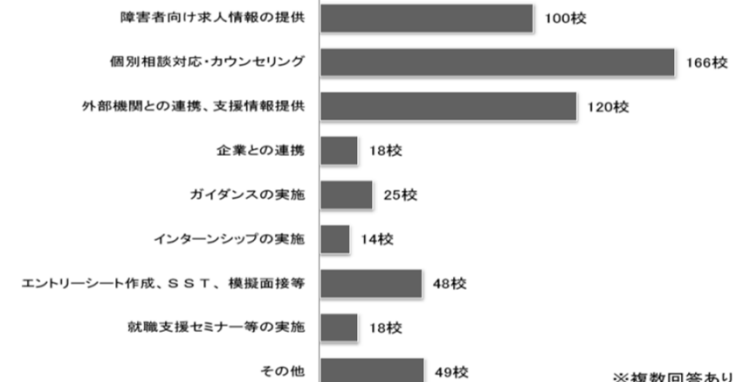


図21 障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援

平成26年度(2014年度)
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

大学に求められる体制整備（１）

- 2016年4月に施行される障害者差別解消法に基づいた障害者への差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が実施できる体制の構築
- 対象となる「障害者」とは
 - 学生
 - 附属施設（附属病院、附属学校等）の利用者や、シンポジウム等の大学が提供するプログラムの参加者も含まれる
 - 障害のある教職員については差別解消法の対象外

大学に求められる体制整備（２）

- 差別解消法により求められる職員対応要領（服務規程）作成と公開
- 国立大学には上記の作成と公開の法的義務
- 私立大学は法的義務はなし（文科省対応指針に従う）

大学に求められる体制整備（３） 対応要領・対応指針に向けて

- 相談窓口（≡障害学生支援担当部署）の設置
 - ニーズの把握、具体的支援の提供、教員やその他関係部署での合理的配慮を調整するコーディネートなど専門性のある体制整備
- 学内での第三者的組織の設置
 - 障害学生等と大学との紛争を学内調停する機能
- ウェブページ等での情報公開
 - 適切な情報の公開による説明責任と障害学生等の権利を保証

大学に求められる体制整備（４）

- 学外リソースの活用
 - ネットワークの構築
 - 学生支援、就職支援等でも
 - 発達障害者支援センター、ハローワーク、障害者職業センター等

大学に求められる体制整備（５）

- 附属学校関係
- 幼・小・中・高等学校、特別支援学校を附属施設として持つ大学はそこでの体制整備も必要
- 教育委員会との連携についても考える必要
- 附属病院関係
- 厚労省から対応指針や医療機関での対応要領案はすでに公開
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093391.html>

大学に求められる体制整備（６）

- 教職員への配慮
 - 教職員に対する差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供は、改正障害者雇用促進法（2016年4月 施行）により義務化
- 参考
- 厚労省「雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針と合理的配慮指針」を参照
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html>

合理的配慮を考えるときに

- ひとつだけで全員のケースに当てはめ可能なものはない
- 専門知・経験知としての「落としどころ感覚（リーズナブルさ）」については、今後蓄積が必要

合理的配慮を考えるときに

- 合理的配慮は大学への障害者参加のセーフティネット的役割を持つ仕組み
- 「合理的配慮を超えるものは提供しない、してはならない」という規定は存在しない
- 合理的配慮だけが公平な機会保障の手段ではなく、他の選択肢も考えられる
 - 積極的差別是正策や、障害者専用の積極的支援サービス等

留意すること(近藤)

- 配慮に関するニーズを自分で考える機会を奪わないように
 - 自分のことを考える機会にする
- 保護者や支援者による先回りは、本人の自己決定の機会を奪うことになる
- 失敗する機会を奪わない
- その後のフォロー
- 転ばぬ先の杖をではなく、立ち上がるための支え

参考資料

- 近藤武夫(2015) 障害のある学生への合理的配慮 大学時報
- 近藤武夫(2014) 思いやりから「常識」へ DO-IT Japanの挑戦、知のバリアフリー 東京大学出版会
- DO-IT Japan 障害のある小中高校生の高等教育移行支援、大学生の就労移行支援を通じたリーダー育成プログラム <http://doit-japan.org/>
- 日本学生支援機構 障害学生支援情報 http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html